「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提となる。）。

また、「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

【本人の同意を得ている事例】

事例１）本人からの同意する旨の口頭による意思表示

事例２）本人からの同意する旨の書面（電磁的記録を含む。）の受領

事例３）本人からの同意する旨のメールの受信

事例４）本人による同意する旨の確認欄へのチェック

事例５）本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリック

事例６）本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力

２－13　「提供」

法第２条（第７項）

７　この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は１年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

法第23条（第１項）

１　個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

⑴～⑷　略

※（参考）上記のほか、「提供」に関する主な条文

①　第三者提供に関するもの

法第23条第２項、第５項、第24条、第25条、及び第26条（３－４－２（オプトアウトによる第三者提供）、３－４－３（第三者に該当しない場合）、３－４－４（外国にある第三者への提供の制限）、３－４－５（第三者提供に係る記録の作成等）、３－４－６（第三者提供を受ける際の確認等）参照）

②　保有個人データの第三者提供の停止に係る請求に関するもの

法30条第３項、第４項及び第５項（３－５－４（保有個人データの利用停止等）参照）

③　匿名加工情報に関するもの

法第36条第４項及び第37条（３－７（匿名加工情報取扱事業者等の義務）参照）

「提供」とは、個人データ、保有個人データ又は匿名加工情報（以下この項において「個人データ等」という。）を、自己以外の者が利用可能な状態に置くことをいう。個人データ等が、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データ等を利用できる状態にあれば（利用する権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。

３　個人情報取扱事業者等の義務

３－１　個人情報の利用目的（法第15条～第16条、第18条第３項関係）

３－１－１　利用目的の特定（法第15条第１項関係）

法第15条（第１項）

１　個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならないが、利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が個人情報取扱事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい（※）。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的の特定に当たっては、その旨が明確に分かるよう特定しなければならない（３－４－１（第三者提供の制限の原則）参照）。

【具体的に利用目的を特定している事例】

事例）事業者が商品の販売に伴い、個人から氏名・住所・メールアドレス等を取得するに当たり、「○○事業における商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用いたします。」等の利用目的を明示している場合

【具体的に利用目的を特定していない事例】

事例１）「事業活動に用いるため」

事例２）「マーケティング活動に用いるため」

（※）定款等に規定されている事業の内容に照らして、個人情報によって識別される本人からみて、自分の個人情報が利用される範囲が合理的に予想できる程度に特定されている場合や業種を明示することで利用目的の範囲が想定される場合には、これで足りるとされることもあり得るが、多くの場合、業種の明示だけでは利用目的をできる限り具体的に特定したことにはならないと解される。なお、利用目的の特定に当たり「○○事業」のように事業を明示する場合についても、社会通念上、本人からみてその特定に資すると認められる範囲に特定することが望ましい。

また、単に「事業活動」、「お客様のサービスの向上」等のように抽象的、一般的な内容を利用目的とすることは、できる限り具体的に特定したことにはならないと解される。

３－１－２　利用目的の変更（法第15条第２項、第18条第３項関係）

法第15条（第２項）

２　個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

法第18条（第３項）

３　個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

上記３－１－１（利用目的の特定）により特定した利用目的は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲、すなわち、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内（※１）で変更することは可能である。変更された利用目的は、本人に通知（※２）するか、又は公表（※３）しなければならない。